

議長報告

日程第 3、「諸般の報告」を行います。
最初に議長報告を行います。

令和 6 年 9 月定例会以降の議長の活動報告については、お手元に配付のとおりです。

それでは、主なものについて申し上げます。

最初に、山口県市議会議長会関係として、10 月 4 日に下松市で開催された「山口県市議会議長会臨時総会」に正副議長が出席しました。

臨時総会では、3 件の報告ののち、「JR 西日本利用者の利便性や快適性の確保について」及び「広域観光・インバウンド誘客の推進」に関する議案 2 件が提出され、いずれも承認・可決されました。

なお、議案 2 件につきましては、中国市議会議長会臨時総会に提出することが決定しました。

続いて、市関係では 10 月 27 日に開催された「豊魚祭及びながとお魚まつり」や 11 月 7 日に開催された「長門市表彰」への出席をはじめ、市及び各種団体の行事等に参加しました。

最後に、他市からの行政視察ですが、富山県砺波市議会及び香川県まんのう町議会が視察に来られました。

説明、ご協力いただきました関係部署の方々にお礼申し上げます。

以上で、議長の活動報告を終わります。

次に、長門市議会議員政治倫理審査会について、ご報告させていただきます。

松岡秀樹議員について、公職選挙法に規定する住所要件に関し、居住実態に疑義があることから、長門市議会議員政治倫理条例第7条第1項第1号に規定する政治倫理基準違反の存否を審査するため、同条例第6条第1項の規定により、8月22日、長門市議会議員政治倫理審査会を設置しました。

8月27日から審査会を5回開催され、10月22日、審査会の岩藤睦子会長から審査結果報告書をいただきましたので、その概要をご報告させていただきます。

審査会では、地方自治法及び公職選挙法の規定に基づくとともに判例を参考に、松岡秀樹議員の生活の本拠が、本市にあるのか、あるいは宇部市にあるのかを審査していただいております。

まず、地元自治会の方々への聞き取り調査では、松岡秀樹議員が、油谷人丸に居住しているという証言は得られませんでした。

次に、油谷人丸の自宅と所有する宇部市の住居とで、それぞれの電気使用量及び水道使用量を比較検討したところ、判断が難しく居住場所を特定できませんでした。

また、松岡秀樹議員から提出された自動車検査証では、登録住所は宇部市、走行距離は年間約 3 万キロメートルであり、走行距離から本市と宇部市を頻繁に行き来していることが想像できます。

次に、審査会に報告された 4 人の議員が行った独自調査によりますと、令和 6 年 7 月 6 日から 8 月 26 日の間で、松岡秀樹議員の居住実態を調査され、約半数の日において宇部市の住居で起臥寝食していたことが推測でき、審査会は関係資料を確認し、この調査は概ね信憑性が高いと判断しています。

よって、審査会は、地元自治会の方々への聞き取りから得た証言、電気及び水道使用量、車の登録住所及び走行距離、独自調査を行った議員等の証言や独自調査の内容を総合的に考慮した結果、議員に当選してからこれまでの間、松岡秀樹議員の居住実態は、油谷人丸の自宅であるとは言い難く、宇部市の住居が生活の本拠であると推認できます。

また、松岡秀樹議員が審査会の調査において、不適切な発言や提出を求めた資料の一部を非公開にするなどし、議員が政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたとき、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たり、その責任を明らかにしたといえず、長門市議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の政治倫理基準に違反していると判断しています。

以上で、議長報告を終わります。